

広域連合規則第 5 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の
一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免の特例）

- 7 当分の間、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免については、第34条及び第36条の規定によるほか、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。